

令和7年第9回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和7年10月28日 午前9時00分～9時30分

2. 開催場所 土佐町役場2階会議室

3. 出席委員 (11名)

1 千頭健司・2 川井由紀・3 川田文明・4 岡林秀明・5 田岡博之・7 矢野公彦・
8 近藤秀幸・10 西村尚・12 仁井田亮一郎・13 和田俊雄・14 澤田智則

4. 欠席委員 (3名)

6 西峰昭江・9 川村寿一・11 西村美佐江

5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 川田書加・上田千紗

6. 議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第4条による許可申請について

第2号議案 農地法第3条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

その他

7. 会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は6番西峰昭江委員、9番川村寿一委員、11番西村美佐江委員の3名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長お願いします。

会長:おはようございます。令和7年第9回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。14番澤田智則委員、2番川井由紀委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。続きまして議案審議に入ります。今回農地法第3条による許可申請と農地法第5条の許可申請は伊勢川山宮農型発電に関する申請がそれぞれ1件です。関連ある事業のため3条、5条とも合わせて説明しますので、今回は農地法第4条を第1号議案、農地法第3条を第2号議案、農地法第5条を第3号議案とします。それでは、第1号議案、農地法第4条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案、農地法第4条による許可申請について説明します。これは農地の権利移動を伴わない転用、申請者の土地を農地以外のものにするための許可申請のことで、農地を転用するときには農業委員会を経由して都道府県知事の許可を受ける必要があり、町の農業委員会の意見を付けて県に進達します。転用するために必要な資力はあるのか、転用の許可が出た後遅滞なく転用できるのか、周辺の農地の営農条件に支障を生ずる恐れがないかなどを事務局で審査しています。今回は1件の申請がありました。申請内容について説明

します。

事務局：【内容説明】

会 長：澤田委員から補足説明はありませんか。

澤田委員：ありません。

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

会 長：ないようですので、採決を行います。本件について賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第2号議案、農地法第3条による許可申請についてと、第3号議案農地法第5条による許可申請について事務局からあわせて説明を求めます。

事務局：第2号議案 農地法第3条による許可申請についてと第3号議案 農地法第5条の許可申請については、伊勢川山営農型発電に関する申請です。営農型発電事業用地への一時転用、およびその事業に関わる区分地上権の設定です。3条は町農業委員会の権限で許可を出しますが、県が許可する5条の許可と同じ期間での許可となり、5条が不許可になると3条も許可できません。3条については5条の許可がおりることを条件として協議していただくこととなります。

事務局：【内容説明】

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

仁井田委員：来年からですか。

事務局：資料の営農に必要な農作業の期間のとおり、来年10月施肥、11月播種です。

仁井田委員：作付面積20,597㎡は今作っているサツマイモの面積と同じですか。

事務局：同じです。

仁井田委員：先日見に行きましたが、雑草の中にサツマイモが埋もれている状態でした。播種までにきれいに除草等して牧草地の状態にできるのですか。

事務局：雑草の中にも前から植えている牧草が生えてきています。雑草と一緒に刈れると聞いています。

事務局長：まとめて刈れると酪農組合から聞いています。

仁井田委員：それを飼料とするのですか。

事務局：一年目、来年10月から肥料を蒔いて播種ということなので、それまでには草刈り等もするのですが、雑草が生えてきたとしても一緒に刈り取ります。

川井委員：作って、嶺北の酪農家や畜産農家を買ってもらえそうな目処は立っているのですか。

事務局：酪農組合はその目処は立っているとのことでした。

事務局長：もともと飼料を売っているので、仕入れて売るといことと販路については問題ないと聞いています。実際具体的な売り先というのはまだこれからだとは思いますが。代表の宮本さんも酪農家として使用できるものではありませんし。今までの作物と比べると牧草はそこまで世話がいうことでもありませんし。早く気付けば良かったと言われていましたが、当初はパネル下に機械が入ると思っていなかったようで、小さい機械であれば入ることが最近分かったとのことでした。

田岡委員：来年の10月まで、機械を導入するのに時間がかかるから、これから1年間は作業をしないということですか。

事務局：今のサツマイモを植えている状態があって、あとの生えてきた雑草も刈って、準備をするということでした。

田岡委員：受託者が牧草も作るのですか。牧草といえども耕し方があります。例えばトラクターの耕運

のし方でも違ってくると思われます。酪農組合から指導をいただけるのですか。

会 長：代表の宮本さんから指導いただけると思います。

田岡委員：そうしないとなかなか難しくなりそうな気がします。

川田委員：宮本さんはずっと携わっていくのですか。

事務局：酪農組合の土地なので、本来は自分たちで耕さなければならないのですが、農作業を委託しているのです、委託したとおりにできているか確認し、指導もしなければなりませんので。

事務局長：営農者は酪農組合となっていますので。

矢野委員：本山町も土佐町と同じようなことをしているのですか。

事務局：本山町は本山町で同じように農業委員会を開いて県の審議会にかけられるようになるので、同じタイミングですが、農業委員会の時期が本山町の方が早いので既に農業委員会の方にはかけて終わっています。

矢野委員：同じような考え方ですか。

事務局：同じ、牧草です。

会 長：ほかにご意見や質問はありませんか。

事務局長：3条と5条の違いはわかりますか。パネルのある上空部分が3条、支柱の部分は県に許可をもらう5条になるということです。

事務局：フェンスの底や支柱の底は農地ではないものにするということで、そこは一時転用となります。

仁井田委員：収量の8割というのは、何kgですか。

事務局：1,132 kg/10aです。資料2の4ページ目にあります。1年目には結果が見えませんが、2年目の春には収量が把握できると思います。

事務局長：事務局から説明もありましたが、1年で申請は出てきていますが、県の方で収量等をみるために3年とか2年とかいうことで許可がおりた場合にはその期間に変更になるということです。

川田委員：イタリアンライグラスは生の状態ですか。乾燥ではないですか。

事務局：そうです。

会 長：生と思います。

会 長：ほかにご意見や質問はありませんか。

事務局：では事業内容についてご理解いただけたうえで第2号議案農地法第3条による許可申請について説明します。今回は第3号議案の農地法第5条の許可が出ることが条件となります。第3号議案の県からの許可内容によって、許可の年数や許可できるかどうかとも変わってきます。

事務局：【内容説明】

会 長：この件について質問はありませんか。

会 長：では、採決を行います。本件の区分地上権の設定について、営農型太陽光発電に関する第5条申請が許可された場合は、同じ期間で許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は一時転用について県の許可が下りること、ならびに同じ期間での許可とすることを条件として許可することに決定しました。続いて第3号議案について事務局より説明を求めます。

事務局：第3号議案農地法第5条による許可申請について説明します。本件については農振農用地の転用案件であるため、11月に常設審議会の意見も聞いたうえで町の意見を決定し、県に進達し、県知事の許可を受けることとなります。

事務局：【内容説明】

会 長：本件についてご意見はありますか。

委 員：ありません。

会 長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法5条について許可することについて、賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は許可相当であると県に進達します。以上で議案審議を終了します。その他について、事務局より何かありませんか。

事務局：次回の農業委員会についてお知らせします。今回は11月23日、日曜日、産業文化祭に合わせて開催します。委員のみなさんには、功労者表彰の出席の案内がきますので、出席をお願いします。農業委員会は功労者表彰が終わって9時半ごろからの開催予定です。

会 長：質問等はありませんか。それでは以上で第9回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

千頭 健司

議事録署名委員

澤 田 智 則

議事録署名委員

川 井 由 紀